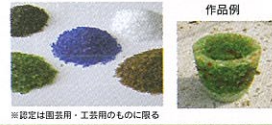


茨城県リサイクル認定製品 認定申請の募集

募集期間：令和元年10月1日(火)～令和元年12月27日(金)

《現在、認定を受けている16製品》

製品名 プラグイ標識杭 製造者 (有)クニオサエコテック 銚田市上沢井戸ノ上1117 電話：0294-22-6311 	製品名 ファミリーパック 製造者 (株)岩井化成 坂東市馬立南台1263-2 電話：0297-35-1879 	製品名 エコトレー 製造者 (株)エフピコ 広島県福山市曙町1-12-15 電話：084-953-1145 	製品名 エコAPET 製造者 (株)エフピコ 広島県福山市曙町1-12-15 電話：084-953-1145 
製品名 木製ベンチ 製造者 笠間西茨城丸棒加工協同組合 笠間市飯田1125-2 電話：0296-72-0237 	製品名 プランター 製造者 笠間西茨城丸棒加工協同組合 笠間市飯田1125-2 電話：0296-72-0237 	製品名 花壇用柵 製造者 笠間西茨城丸棒加工協同組合 笠間市飯田1125-2 電話：0296-72-0237 	製品名 森の恵み 製造者 (株)リサイクルパーク 笠間市安居3041-2 電話：0299-37-8338 
製品名 ニューMグリーン (Mグリーン、ニューMグリーンズスペシャル) 製造者 丸吉産業(株) 稲敷市駒塚1770-1 電話：029-892-4080 	製品名 クリスタルサンド (園芸用・工芸用) 製造者 水海道産業(株) 常総市中妻町907-1 電話：0297-22-0077  作品例	製品名 スーパーソル 製造者 (株)ソルク 笠間市安居下平2717 電話：0299-56-5381 	製品名 タイスイリサイクル塩ビ管 製造者 大水産業(株) 石岡市加生野564-4 (八郷工場) 電話：0299-42-3124 
製品名 リ・ソイル 製造者 丸太建設(株) 美浦村木原1884-8 電話：029-885-3805 	製品名 RPF (Refuse Plastics Fuel) 製造者 (株)あおぞら つくば市片田492 電話：029-836-1731 	製品名 草堆肥若森1号 製造者 (株)若森ファーム つくば市若森1513-3 電話：029-879-1107 	製品名 再生プラスチック製樹脂ブロック (中央分離帯ブロック) 製造者 NOK(株)樹脂・ウレタン事業部 北茨城市華川町白場187-11 電話：0293-43-6300 

茨城県リサイクル認定製品とは…

県内で発生する廃棄物を原材料として県内の事業所でリサイクルを行い、製造される製品のうち、茨城県が廃棄物の発生抑制や資源循環の推進に効果があると認めたものをいいます。

認定を受けるメリットは？

- ① 茨城県のホームページやイベント等において、認定された製品を紹介します。
- ② 認定製品のパッケージ等に「茨城県リサイクル認定製品マーク」を使用することができます。



茨城県リサイクル認定製品

茨城県県民生活環境部廃棄物対策課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
電話 029(301)3020(ダイヤルイン)
FAX 029(301)3039

※ 認定制度や申請方法については、
県ホームページをご覧ください。

茨城県 廃棄物対策課

検索 🔍

茨城県リサイクル認定製品の認定基準の概要等

1 認定基準の概要

項目	認定区分	認定基準等	
安全性への配慮	(共通)	①特別管理産業廃棄物を使用していないこと。 ②その他の当該製品について適用される関係法令を遵守していること。	
	(個別)	I 通常の使用方法において製品が人の口に入る可能性のあるもの	JIS S 6006 (鉛筆、色鉛筆及びそれらに用いるしん) の有害物質の規格に適合していること。
		II 上記以外のもので環境中に溶出の可能性のあるもの	環境基本法 (平成5年法律第91号) に基づく土壌汚染に係る環境基準に適合していること。
規格等		次のいずれかの規格等に適合していること。 ①JIS規格 ②JAS規格 ③エコマーク認定基準 ④その他公的な機関が定める品質等の基準 ⑤上記基準に準じていること	
その他		品目ごとに別に定める率の廃棄物を製品に使用していること。	

2 認定区分

No	認定区分	製品の例	製品中の廃棄物の使用割合 (重量比)
1	再生材料を使用したプラスチック製品	文具・事務用品・ゴミ箱、卵パック等の家庭用品等	70%以上
		ベンチ・柵・植木鉢等の屋外家具や園芸用品、標識版、杭、擬木等	50%以上
2	再生PET樹脂を使用した製品	衣服、文具・事務用品等	50%以上
3	廃タイヤ・チューブを使用した製品	ゴムシート等	100%
4	廃木材、間伐材、小径木等を利用した木製品	屋外用品、屋内用品、木炭、活性炭、緑化資材、土壌改良材等	70%以上
5	古紙を利用した製品	トイレットペーパー、包装用材等	100%
		包装用紙等	40%以上
		文具・事務用品等	70%以上
6	生ごみ、動植物性残さを利用した製品	堆肥、肥料等	70%以上
7	廃食用油を再生した製品	バイオディーゼル等	100%
8	ガラス・陶磁器くずを利用した製品	再生陶磁器製品等	40%以上
9	再生建設資材	再生路盤材、再生コンクリート、再生型枠材等	別に定める
10	その他、特に知事が廃棄物の減量及び資源の有効利用に資すると認めたもの		

※ 制度の詳細や応募様式等については、県ホームページから「茨城県リサイクル製品認定制度実施要綱」をダウンロードのうえ、ご確認くださいませようお願いします。